

ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表



The Knights

厚生労働省では、このたび、全国の事業場から労働基準監督署に報告のあった、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施状況についてはじめて取りまとめ、公表しました。ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)については、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。この報告を取りまとめた結果、平成 29 年 6 月末時点で、8 割を超える事業場がストレスチェック制度を実施済みであることが分かりました。

【ストレスチェック制度とは】

職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成 27 年 12 月から年1回のストレスチェックとその結果に基づく面接指導などの実施を義務付けているもの。

【ストレスチェック制度の実施状況(概要)】

- ・ ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、82.9%の事業場がストレスチェック制度を実施。
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は 78.0%。
- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は 0.6%。
- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.3%の事業場が集団分析を実施。

厚生労働省は、労働局・労働基準監督署において、ストレスチェック制度の実施徹底を指導するとともに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、ポータルサイト「こころの耳」を通じた企業の取組事例の提供、産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金といった各種支援事業の充実を図っていきます。

当社では、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定において、長年の実績があります。作業環境測定は化学物質などを原因とする労働者の健康障害を防止するために有効な方法の1つです。何かご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 7 月 26 日付 厚生労働省ホームページ

分析技術箇所 佐藤亮平